

資料 6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び今後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位 : mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田			非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier3}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
カルボスルファン	0.01	0.0093	0.0000079	0.0000022*	0.00025	0.00012*	0.00012
ベンフラカルブ	0.023	0.011	—	0.0000051*	0.00027	0.000040*	0.000045
カルボフラン (上記 2 物質の分解物)	0.00039	0.0057 [†]	—	0.00047*	0.00015 [†]	0.000066 ^{※,†}	0.00054
チエンカルバゾン メチル	2.9	—	—	—	0.00000064	—	0.00000064
プロチオコナゾー ル	0.029	—	—	—	0.0000083	—	0.0000083

[†] 親物質の PEC から、分子量換算して算出した値。

※ 事務局算出値。

網掛け : 水濁基準値案の 10 分の 1 以上の PEC。

四角枠 : 水濁基準値案を超過する PEC。

2. 今後の対応について

カルボスルファン及びベンフラカルブについて、共通の分解物であるカルボフランの水濁 PEC が基準値を超過するものの、当該水濁 PEC の値は、単位面積当たりの農薬散布量が最も多くなる適用農作物であるれんこんを、水濁 PEC の算出に用いる環境モデル中の水田全域（500ha）で栽培するとの仮定に基づくものであり、我が国の水田におけるれんこん栽培面積の割合を考慮すれば、過大推計となっている可能性が考えられること等を踏まえ、カルボフランの流出が多くなると見込まれる、れんこん栽培の盛んな地域の水域においてモニタリング調査を実施し、当該結果を踏まえて改めて評価を行うこととする。